

JHNA 認定ストレスニュートリショニスト規約

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人日本ホリスティックニュートリション協会（以下「JHNA」という）が目指すホリスティック栄養学の普及のため、JHNA 認定ストレスニュートリショニスト(以下「STN」とする)の認定、更新、並びに活動について定めるものとする。

第2条 (STN の認定)

STN は、SN 認定講座を修了し、JHNA が開催する認定試験に合格することで認定／登録されるものとする。

第3条 (STN 資格の維持と更新)

- 1 STN の資格有効期間は、2 年間とする。
- 2 資格の維持には、協会の個人会員として年会費などを正しく納めていること。
- 3 資格の更新のためには、有効期間内に STN 10 単位を取得する必要がある。
更新のために必要な単位は下記により取得が可能である。

項目	参加単位	レポート単位
協会主催のイベント	2	1
協会推薦のイベント	1	1
協会推薦の本を読む	—	1
認定講座の再受講	1	—
講師として協会主催 講座を担当	1 ※最大 3 単位まで	—

- 4 資格有効期間内に 10 単位を超える単位を取得した場合、超えた単位は、2 単位を上限に次期に繰り越すことができるものとする。
- 5 STN は、資格更新時には、認定証の書換（事務）手数料として 2,200 円(税込)を払い込むものとする。
- 6 認定証に記載の有効期限内であっても、第 3 条 2 項を満たしていない場合は、認定登録は失効状態となる。ただし、1 年以内に第 3 条 2 項の条件を満たすことで、認定証に記載された有効期限が再び有効となるものとする。
- 7 認定証の有効期限内に第 3 条 3 項を満たせなかった場合は、認定登録は失効状態となる。ただし、第 3 条 2 項を満たしている場合にかぎり、1 年以内に必要単位を取得することで再有効化することができるものとする。

第4条 (名称並びにロゴマーク使用)

- 1 STN は、名刺やホームページ等で、「JHNA 認定ストレスニュートリショニスト」の名称を使用することができる。
- 2 活動の実施・運営においてストレスニュートリション®の商標や JHNA のロゴマークを使用することはできない。

第5条 (STN の活動)

- 1 JHNA 認定 STN は、「認定講師勉強会」を受講し、「JHNA ストレスニュートリション認定講師(以下、認定講師とする)」の申請をし、認定登録されれば、JHNA の著作物(テキスト/ワークブックほか)を使用してストレスニュートリション®体験講座、および、ストレスニュートリション®入門講座を独自で開催できるものとする。
- 2 JHNA は、「認定講師」に対し、「体験講座」、「入門講座」ほか、JHNA 主催の講座/セミナーの講師を依頼することがある。なお、その場合には規定の報酬を支払うものとする。

第6条 (知的財産権の取り扱い)

ストレスニュートリション®(以下「SN」とする)に関する著作権上の一切の権利、その他一切の知的財産権は JHNA に帰属するものとする。

第7条 (変更および流用の禁止)

- 1 STN は、JHNA に相談なく協会が提供する全てのコンテンツにおいて、**改変、翻案、加工**、その他の方法によって変更を加えないものとする。
- 2 STN は、JHNA の許可なく SN テキスト他コンテンツをコピー/スキャンなどによって他に流用しないものとする。

第8条 (個人情報の取り扱い)

- 1 JHNA に提供された個人情報は、JHNA が定める「個人情報保護方針」に沿って取り扱うこととする。
- 2 STN は JHNA が本規約の運用を目的に個人情報を利用することに同意するものとする。

第9条 (秘密保持)

STN は、セミナーの開催、他イベント実施によって知り得た次の各号の情報について、認定資格喪失後も、JHNA の許可なく、開示、漏洩、使用しないものとする。

- ・受講者の個人情報
- ・JHNA に著作権のあるコンテンツ
- ・JHNA が秘密保持対象として取り扱う情報

第10条 (PR・普及活動)

- 1 STN が自ら開催するセミナー/イベントの PR 活動をおこなう場合、ウェブサイト、チラシ等の媒体には、JHNA 認定 STN であること、および、JHNA が提供するウェブサイト用バナーを貼ることができる。
- 2 独自のウェブサイト、チラシなどで、STN 自ら開催するセミナー/イベントなどの

宣伝を行なう場合、デザインや内容についてアドバイスが必要であれば、JHNA はこれを提供する。

第 11 条（取材対応）

- 1 STN として、あるいは SN についての取材依頼があった場合には、媒体名、取材内容、担当記者名、連絡先等の必要情報を JHNA へ事前に通知するものとし、取材後、掲載予定などの結果報告を行なうこととする。
- 2 SN の背景やプログラムの内容に関する取材申込みについては、JHNA が対応するものとする

第 12 条（イベント時におけるトラブル対応）

- 1 STN が企画し実施するセミナー他、各種イベントにおいて、参加者その他の第三者との間で紛争が生じた場合には個人の責任で解決にあたるものとし、JHNA は一切の責任を負わないものとする。
- 2 STN は、自らの企画を JHNA の主催と誤解させないように注意するものとする。

第 13 条（権利義務の譲渡禁止）

STN は、本規約に関する権利または義務を第三者に譲渡することができないものとする。

第 14 条（反社会的勢力との一切の関係遮断）

STN は、社会的秩序や健全な SN 普及活動に悪影響を与える個人、団体等の反社会的勢力とは一切の関りを持たないこととする。

第 15 条（休会および資格の再開）

- 1 協会の個人会員としての年会費の支払いが滞った場合、「休会」とする。
- 2 休会期間が 1 年未満の場合、更新条件を満たすことで会員資格および認定資格を再び有効とすることができる。

第 16 条（退会と STN 認定資格の喪失）

- 1 「休会」状態となり、1 年以上にわたって支払い義務を履行しなかった場合、会員は自動的に「退会」となり、STN 認定資格を喪失するものとする。（最終支払月より 2 年経過時点）
- 2 会員は、前項に該当しない場合であっても、退会届を当法人に提出することで、いつでも退会することができる。退会手続きの完了と同時に STN 認定資格も喪失するものとする。

第 17 条（認定の取り消し）

- 1 JHNA は、STN が本規約の各条項に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないときは、認定を取り消すことができる。

- 2 JHNA が、前項に基づき認定を取り消した場合は、これにより被った損害の賠償を STN に請求することができる。

第 18 条（認定資格喪失の措置）

理由の如何にかかわらず認定資格を喪失した場合、STN は直ちに JHNA の著作物の使用を中止し、将来に向かって使用しないものとする。

第 19 条（規約の変更）

JHNA は、法律の変更その他の理由によりこの規約を変更する必要があるときは、変更内容についてウェブサイト掲示等の方法で告知することにより、これを変更できるものとする。

第 20 条（協議事項）

本規約に関して疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については、STN は誠実に JHNA と協議をすることとする。

2024 年 12 月 1 日（改訂）

2021 年 4 月 1 日（改訂）

2019 年 1 月 1 日。